

日付	質問	回答
令和2年10月15日	<p>入札説明書7(2)への記載内容に、2の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その1)の写し(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第28号)第10号様式)等(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていないものに限る。)と書かれており、当社が県内に事業所があるが設立から日が浅く県内事業所の登録がされていない。設立1年未満の為、納税の義務もなく、その1の写し含め、第10号様式の作成義務がない場合、入札への参加は難しいのか、聞きたい。</p> <p>また、参加が可能な場合、代替となる書類がどのようなものになるのか聞きたい。(※「法人設立届け」は提出しているが、コロナの影響により厚生労働省から届く労働者派遣許可書も届いていない。)</p>	<p>2の(4)を御提出いただく趣旨は、「鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所(以下「県内事業所」という。)を有していること。」を確認する趣旨である。既に鳥取県内に本店、支店、営業所を有しており、鳥取県税事務所に法人設立届(届出の場合は提出の日から法的に有効である(行政手続法第37条。))を提出しているのであるから、上記趣旨を証する書類としては、鳥取県税事務所に提出した法人設立届で代替できる。</p>
令和2年10月15日	<p>入札説明書2(6)に規定されている一般労働者派遣事業の許可を受けていないが、入札参加資格はないか。</p>	<p>入札説明書2(6)に「一般労働者派遣事業の許可を受けている者であること」と明記されているため、入札参加資格を認めることはできない。</p>